

富士川町ふじかわスマイル商品券(第2弾追加分)特定事業者募集要領

1 目的

コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響を緩和するため、富士川町ふじかわスマイル商品券(第2弾追加分)事業を実施することにより、全町民及び特定の世帯を対象とした富士川町ふじかわスマイル商品券(第2弾追加分)事業(以下「ふじかわスマイル商品券」という。)を実施することにより、町民の生活支援及び地域における消費喚起を図ることを目的とする。

この富士川町ふじかわスマイル商品券発行にあたり、利用できる事業者を募集する。

2 事業概要

- | | |
|---------|--|
| (1)名称 | 富士川町ふじかわスマイル商品券(第2弾追加分)事業 |
| (2)発行者 | 富士川町 |
| (3)基準日 | 令和5年6月30日 |
| (4)対象者 | 基準日において、次に掲げる事項に該当するもの
① 住民基本台帳に登録されている者
② 児童扶養手当受給世帯
③ 就学援助費受給世帯
④ 特別児童扶養手当受給世帯
⑤ ねたきり高齢者・認知症高齢者介護慰労金受給世帯
⑥ ねたきり身体障害者介護慰労金受給世帯
⑦ 上記のほか、町長が必要と認める世帯 |
| (5)対象者数 | 対象者①約14,200人 対象者②～⑦約180世帯 |
| (6)商品券 | 1冊4,000円分(500円×8枚綴り)
共通券(登録済大型店※1・町内店※2で使用可能)を4枚
専用券(登録済町内店で使用可能)を4枚
※1・・・登録済大型店：町外に本社若しくは本店を持つ町内にある
店舗及び事業所
※2・・・登録済町内店：大型店以外の町内にある店舗及び事業所 |
| (7)発行冊数 | 約14,500冊 対象者① 1人1冊配布
対象者②～⑦ 1世帯1冊配布(複数該当も1世帯1冊) |
| (8)使用期間 | 令和5年9月1日(金)～令和6年1月31日(火) |
| (9)換金場所 | 富士川町役場 |

3 ふじかわスマイル商品券取り扱い厳守事項

- (1)ふじかわスマイル商品券は物品の販売、サービスの提供等の取引において使用可能とする。

- (2) ふじかわスマイル商品券は現金化できない。
- (3) ふじかわスマイル商品券額面に使用が満たない場合でも、つり銭を出すことはできない。
- (4) 使用期限を過ぎたふじかわスマイル商品券は無効とする。
- (5) ふじかわスマイル商品券の盗難・紛失、偽造、模造等に対して、発行者は責を負わない。

4 ふじかわスマイル商品券の対象とならないもの

- (1) 不動産や金融商品
- (2) たばこ
- (3) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税等の公租公課
- (6) その他、町長がふじかわスマイル商品券の使用についてふさわしくないと認めるもの

5 特定事業者(以下、「取扱店」という。)参加資格(飲食業及び宿泊業を除く。)

富士川町に店舗・事業所等を有する事業者とする。ただし次の(1)～(4)を除く。

- (1) 前項(ふじかわスマイル商品券の対象とならないもの)に規定するもののみを扱う事業者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に規定する営業並びに同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者
- (3) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (4) 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう)、暴力団員(同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

6 取扱店の遵守事項及び責務等

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、後日配布するポスター等の掲示物を利用者が分かりやすい場所に掲示すること。
- (2) 通常の注意をもってすれば偽造されたものと判断できる等、不正が明らかな場合は、ふじかわスマイル商品券の受取を拒否するとともに、その事実を富士川町役場

まで報告すること。

- (3)取引によってふじかわスマイル商品券を受け取った場合は、他店での再使用を防止するため商品券の裏側面の所定の欄に、自店印の押印又は署名をすること。
- (4)ふじかわスマイル商品券の交換、譲渡及び売買は行ってはならない。使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能とする。
- (5)取引によって取得したふじかわスマイル商品券の盗難・紛失については、取扱事業者の責任・負担とする。
- (6)ふじかわスマイル商品券の使用に対し、つり銭を出してはならない。
- (7)取扱店の登録事項に変更等があった場合は、速やかに、その旨を富士川町役場に届けなければならない。
- (8)その他本事業の目的に反する行為を行わないこと。

7 取扱店登録申込について

(1) 申込方法

希望する事業者は、この「募集要領」に同意の上、登録申請書兼誓約書に記入、押印の上提出する。（郵送可）

※申請書は申込窓口（産業振興課）にて配布又はホームページに掲載

◆申込み及び郵送先

〒400-0592

南巨摩郡富士川町天神中條 1134

富士川町役場産業振興課 商工観光担当

(2) 申込期間

令和5年6月19日(月)～令和5年6月26日(月)

一次募集期限 6月26日(月)必着

一次募集期間中に申し込みがあった取扱店については、チラシ及び町ホームページに掲載する。

二次募集期限 令和5年10月31日(火)必着

二次募集期間中に申し込みがあった取扱店については、町ホームページに掲載する。

(3) 取扱店の選定

申請受付後、町の審査を経て承認し、後日使用可能であることを示す掲示物「特定事業者証明書」を郵送する。不適当の場合はその旨を通知し、申込内容に虚偽・不備がある場合は承認を取り消すことがある。

(4) 登録手数料

登録に係る手数料は無料とする。

(5) その他

後日、使用可能であることを示す掲示物「特定事業者証明書」と一緒に換金方法を記載した文書を作成し、配布する。

8 換金について

詳細については、取扱店承認時に配布する換金についての説明に記載する。

(1) 使用済みふじかわスマイル商品券の持込場所及び日時

持込場所 富士川町役場

持込日時 毎月 15 日、月末(祝日の場合は、前営業日)

午前 9 時から午後 4 時まで (正午から午後 1 時までを除く。)

ただし、12 月の月末については、26 日(火)とする。

(2) 換金の方法

ふじかわスマイル商品券裏面に事業所名を記入し、又は押印し、「換金請求書」を添えて町に提出する。

町は確認、集計後指定口座へ振込みを行う。取扱店の指定する口座への振替は、毎月 2 回を限度とする。

(3) 換金期限

使用済みふじかわスマイル商品券の換金は、持込により令和 5 年 2 月 29 日(木)が最終期限とする。期限を過ぎて持参した使用済みふじかわスマイル商品は、換金できないので注意すること。

(4) 換金手数料

換金に係る手数料は無料とする。

9 その他留意事項

(1) 募集要領に違反する行為が判明した場合、取扱店の承認を取り消し、ふじかわスマイル商品券の換金を行わない場合がある。また、違反により損害が発生した際は賠償を請求する場合がある。

(2) 募集要領に記載されていない事項は、町において協議することとする。

(3) 取扱店情報(店舗名称、所在地等)は、「取扱店一覧」として、チラシ及び町ホームページに掲載する。

(4) 取扱店は、店頭等に特定取引を行う店であることを証明する掲示物を掲示して周知する。

(5) 申請した個人情報等については、本事業以外に使用することはない。

(6) 利用者から受け取ったふじかわスマイル商品券の盗難、紛失、滅失等は取扱店の責任となるので取扱いには十分注意を払うこと。